北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議（第３０回）開催結果概要

１　日時
平成２５年１１月１５日（金）１４：００～１６：１５

２　場所
ＰＣＢ処理情報センター（室蘭市御崎町１丁目９番地８）

３　出席者
監視円卓会議委員、登別市、伊達市、環境省、日本環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）
事務局（北海道、室蘭市）
傍聴者：１１名　報道：３社（室蘭民報社、北海道新聞社、ＮＨＫ）

４　内容
（１）第２９回監視円卓会議議事録について
（２）北海道事業の進捗状況等について
（３）環境モニタリング測定結果等について
（４）今後のＰＣＢ廃棄物の処理促進策について
（５）その他

５　議事概要
（１）第２９回監視円卓会議議事録について
監視円卓会議として承認。

（２）北海道事業の進捗状況等について
①　北海道事業の進捗状況等について
ＪＥＳＣＯから北海道事業の進捗状況、稼働状況、トラブル事象等について資料２－１～資料２－６に基づき報告。

・ＪＥＳＣＯにおける全国のＰＣＢ廃棄物処理事業の現況、北海道事業の事業所設立以来の進捗状況、北海道事業所における受入状況等の稼働状況について報告。
・増設施設について、試運転の概要、試運転時の処理実績、排出源・周辺環境モニタリングの結果において排出管理目標値等を遵守されている旨、９月９日の操業開始後の処理実績について報告。
・増設施設において１０月３０日に発生したトラブル事象(区分Ⅲ)の概要について説明。
・９月９日実施の当初施設における総合防災訓練の実施結果について報告。

主な質疑等は以下のとおり
（委員）再資源化される増設施設からの固形物は、どういう成分か。
（ＪＥＳＣＯ）プラズマ溶融処理施設の排気処理工程のバグフィルタで、排気中の重金属が固化して捕捉される物。元々はそれらを薬剤処理して最終処分しようとする施設を備えていたが、それをせずに、含まれる鉛、亜鉛といった重金属を再資源化できればと検討していたところ。再資源化できる業者に持ち込んでいる。そこでは金属精錬を行って各金属を取り出して、払い出している。
（委員）精錬によって再利用できる物と、できない物があると思う。最終的に安全に処理できると確認しているのか。
（ＪＥＳＣＯ）再資源化業者では、有価物以外の残渣(スラグ)をセメント材料として払い出している。

契約の際に、本社契約担当が再資源化業者に出向いて確認している。北海道事業所としても、近々確認する予定となっている。

（委員）確認結果を監視円卓会議でも報告してもらいたい。

② 活性炭層によるＰＣＢ・ダイオキシンの吸着問題について

ＪＥＳＣＯから資料２－７に基づき説明。

・第一系統排気の排気処理セーフティネットとして設置している活性炭層について、オイルスクラバーからのオイルミストによる影響、活性炭層の安全性の確認のための委員からの実験提案等に対するＪＥＳＣＯの検討状況等を説明。

主な質疑等は以下のとおり

（委員）資料２－７ｐ．３「当事業所のスクラバー液はＫＣ５００より蒸気圧が高いこと、また排気中にはスクラバー液が含まれていないと考えられること」とあるが、「排気中」とはどの段階のものをいっているのか。

（ＪＥＳＣＯ）スクラバーを経由してからの排気を指している。活性炭中の含油類濃度の調査結果、０．０１％未満ということであったので、排気中に含まれていないのではないかと考えた。

（委員）スクラバー液は、ＰＣＢより蒸気圧が高いため、ＰＣＢはスクラバーの層からはなかなか出てこなくて、出てくるのはスクラバー液の蒸気と考えるのが普通。活性炭層にスクラバー液の蒸気が行かないというのは、実測はそうだというが、納得しがたい。

蒸気圧が高いのが早く出て行くというのは、現象としてはあり得るが、流速などで変わってくるので、蒸気圧が高い物が早く動いて、低い物が遅く動くということだけで話をすると正しくない。偏流が起こったとすれば、本当に小さな穴を通っていくときには、全く違う状況が起こるので、簡単に推察はできない。

この推察について、大まかには理解したいが、間違っているところがある。実験結果を待ちたい。

（ＪＥＳＣＯ）スクラバー液について、活性炭層にはスクラバー液の蒸気が行かないということは言えないと思っており、あくまでも推察されるのではないかということなので、ご指摘を踏まえ、学識経験者の意見も聞きながら、改めて報告する。

（委員）いろいろな物が反応ででるので、単にＰＣＢ、オイルスクラバーだけを考えると、正しくないと思う。

（委員長）活性炭中の含油類濃度の調査結果、０．０１％未満。ダイオキシン類はｐｐｂ。０．０１％というのは測定限界以下かもしれないが、もっと低いレベルまで測ろうとすれば、明らかに混在しているので、○○委員の発言はありうる。ただ幸い装置全体としては、キャパシティがあるから外には出ていないということ。この部分について検討してもらいたい。また、クロスチェック結果で北海道の測定データとＪＥＳＣＯの測定データが異なることからこのあたりを今後工夫していただきたい。

（委員）活性炭だけを問題にしていいのかという疑問がある。オイルスクラバーの効果があることは認めるが、その中身によっては、活性炭への影響がないか疑問がある。

（委員長）活性炭吸着層での現象について、委員の了解に至っていないので、今後検討して、改めて報告願いたい。

（３）環境モニタリング測定結果等について

○ 環境モニタリング結果、立入検査実施状況について

事務局から資料３－９～資料３－１１に基づき報告。

・平成２５年度環境モニタリング測定結果において、これまでのところ環境基準値や排出管理目標値等を超える項目がなく、増設施設稼働後においても、周辺地域環境モニタリングの結果、測定値に大きな変化がなく、増設施設排出源モニタリングの結果、排出管理目標

値が遵守されている旨、報告。
・前回会議以降の立入検査実施状況について報告。10月30日のトラブル事象に係る処理運転状況及び対応状況の確認、増設施設の使用前検査、操業開始時のPCB廃棄物搬入、施設運転状況の確認、排出源モニタリング実施時における処理施設の運転状況の確認等について報告。

質疑等なし。

（４）今後のＰＣＢ廃棄物の処理促進策について

環境省から資料４に基づき説明。

・11月5日に開催された「第10回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（環境省）で説明のあった環境省で提示した今後の処理促進策（案）について説明。
（処理促進策（案）の概要）
➢東京事業地域の二次廃棄物、安定器等・汚染物を北海道事業所で処理
➢北海道事業地域の特殊コンデンサ、大型トランスの一部をそれぞれ、大阪、東京事業所で処理
➢処理期間：平成37年度まで
・保管場所での適正な保管等について、適正保管・漏洩防止措置、未届出者の掘り起こし調査結果等を説明。

主な意見・質疑等は以下のとおり

（委員）増設施設を室蘭に整備する必要はないと主張していた。東京事業地域の安定器等の室蘭での処理は反対。東京事業地域に整備すべき。

当初施設、増設施設整備の際、安全だからうまくいくという形で説明された。今になってうまくいかないから、と言われても賛成できない。

以前の会議で、当時の進捗では期限内に終わらないと指摘し、その対策について質問したが、問題とされなかった。その時に把握していたはずであり、対応の仕方に納得できない。

今日の説明で納得してくださいと言われても、簡単にはいかない。

（委員）最初の約束と違うのではないかとの意見が当方の団体内で多く出ている。当初、北海道分だけを処理するということだったものが、15県に拡大するという話があがった際、反対の意見が出た。本来、発生したところでの処理が原則のはずである。

最初どのような説明をしたかというのが、市民の中に強く焼き付いている。

今回の国の説明は、一見合理的にはなっている。しかし、国との約束をして、不承不承受入を実質的に認めてきた。元々ＰＣＢを処理しなければならないということでは一致している。

最初の約束、その後の経過の約束、説明内容が、次から次に五月雨的にずれてきたことに対して反省が聞こえてこない。

把握されていないＰＣＢ廃棄物が相当量あると言うことに対して、努力されてきているが、未だ解決されていない。国の提案内容にこれらの量が反映されているのか疑問である。

これらも含めて提案されるのであれば、安全にやっていくということで納得できるところがあれば反対しないが、今までの経過がそうなっていないので、その辺りをしっかりしてもらいたい。

掘り起こしの努力は認めるが、これだけでは不十分だと思う。アンケートではなく、実際に人が出向いて調査をするということも必要。

本当に期限どおりに処理できるのかという疑問が払拭できない。

東京事業所の安定器処理が停止している理由も理解できない。

（委員）首都圏の物を、危険があるから地方へ移そうという考えがあるのではないかと感じる。

東京事業地域に大きな施設を整備すべきだと思う。

（副委員長）工程表について、根拠となる量的、数値的なものを示して、説明していただかないと、本当にできるのかという疑問がでる。

（委員）東京の４３００ｔを持ってくるとしているが、これは現在把握している物ということでの数量か。

（環境省）法で届出されている数量から集計したもの。

（委員）これから把握される物は入っていない。関東圏、中京圏に集中的に保管されているということから考えると、その地域で処理をするという考え方に立脚したほうが説得力もあり、安全性も保てると思う。今回の提案は、契約違反だと思っている。

（委員長）道内にあるＰＣＢ使用蛍光灯安定器は全量把握されているのか。

（北海道）廃棄物として届出がある物、届出のある所で使用している物は、道で把握している。したがって廃棄物を保管していないで、使用中の物だけあるという事業所については、把握していない。

（委員長）○○委員の指摘は、そういう物が全国的にまだあり、そういう物を考慮して、促進策案で条約期限（Ｈ４０）までに全量処理できるかどうかということに懸念を持っていると思う。

北海道事業所はＨ２８で終了する約束で進めてきたが、現在把握していない物が出てくれば、現在の期限では終わらないので、期限が延びるということによる、促進の考え方と、もう一つは、１道１５県から対象地域が、さらに増えてくるということであれば、地元に対して環境省だけではなく、東京に関係する自治体が道、市に対して依頼などをされるべきではないか、ということについてどのように考えているのか。

また、広域協議会について、今後、促進策が導入された場合、枠組みがどのようになるのかとうことについて、しかるべき時に、市などの関係者にお伝えいただければと思います。

（環境省）国の案が、今までと約束が違っているというご指摘に対しては、率直にその通りであり、国として申し訳ないと思っている。当初の計画は見込みが甘かったためにこのようなことになっているのも事実。

見込みの甘さについては、世界で試みのない安全な化学工場にトライをし、一つ一つ技術的な課題を克服し、特に作業者の健康問題の部分が重要であったため、時間が延びたという認識。

また、計画をきちんとできるのかという心配、疑念に対して、技術の問題はほぼ解決したと認識している。これからの問題は、今保有している人が計画的に協力してＪＥＳＣＯに搬入することであり、使用中の物をしっかり把握し、期限までに排出していただくことを、行政としてしっかりやっていく。

委員から危険だから東京の物を地方へ持って行くのでは、という指摘があったが、ことＰＣＢ安定器に関してはそうではなく、そもそも東京事業所は都内小学校の安定器の事故を受け、安定器を処理するための施設であり、早い時期にトランス・コンデンサと一緒に処理できる施設として整備したもの。事前に予想していた物に比べ、様々な物があり、処理が困難な物が搬入されてきた。施設の改良を重ね安定器処理を試みてきたが、技術的限界により処理が無理という評価となった経緯がある。

皆様のご意見、ご質問いただいた部分については、国として誠心誠意お応えし対策が求められる部分については、これから対策を強化していく。

（環境省）東京事業所で安定器処理ができなかった理由について、当初、安定器にはアスファルト型と樹脂型があり、このうち、ヒアリング等により樹脂型が多いだろうとして設計したが、アスファルト型の割合が多く、アスファルトが破砕・分別機内部に付着し、設備が閉塞するという問題や、安定器の素子中のアルミニウムが水熱酸化処理を阻害すること、充填材中のＰＣＢの卒業が困難であることによる。

（委員）東京事業所で安定器処理ができなくなったということは分かったが、だから東京の物を北海道で処理するということは別の問題と考えている。大きな工場が集中しているところには、もう一つ新たな処理施設を整備すべき。

（委員）市民の声に真剣に耳を傾けたのかという疑問がある。現在、結果として化学処理を前提としているが、全国的な環境団体の中には焼却処理が一番合理的と初めから主張している団体もある。そこに耳を傾けてなかったというのが大きな問題点として残っており、今回の結果に繋がっていると思う。

（委員長）東京事業所地域の分をどうするかということについては、会議の性格としては、ここで行われる事業所で環境にＰＣＢが排出されなくて、作業者の健康問題が無いようにということが私たちの役割でありますので、最終的には室蘭市、近隣市町の方々が判断することになると思うが、前提として、私たちは今行われていることが、適正に行われるよう、今後ともＪＥＳＣＯで努力していただきたい。

その上で、監視円卓会議の委員長としては、道、室蘭市、環境省にお願いしたいのは、室蘭市民を含めて、道民に、処理の対象物が拡大されるということを理解していただけるような努力を重ねていただきたい。

（５）その他

事務局から、

・ＰＣＢ廃棄物処理事業に関する検討要請についての説明会開催

・次回の監視円卓会議の開催時期（２月を予定）

について連絡。